

議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第6回総会																																																																																																
開催日時	令和2年8月25日（火） 午後1時30分 開会 午後2時50分 閉会																																																																																																
開催場所	中田農村環境改善センター 多目的ホール																																																																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																																																																
出席者の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>岩</td><td>淵</td><td>勉</td><td>2番</td><td>佐々木</td><td>子</td><td>3番</td><td>櫻</td><td>井</td><td>利</td><td>光</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>菅</td><td>原</td><td>之</td><td>5番</td><td>田</td><td>島</td><td>6番</td><td>阿</td><td>部</td><td>晃</td><td>徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>柴</td><td>崎</td><td>専</td><td>8番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>9番</td><td>鈴</td><td>木</td><td></td><td>巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>幸</td><td>11番</td><td>松</td><td>野</td><td>12番</td><td>阿</td><td>部</td><td>静</td><td>男</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>鈴</td><td>木</td><td>泰</td><td>14番</td><td>浅</td><td>野</td><td>15番</td><td>五</td><td>十</td><td>嵐</td><td>喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>尾</td><td>張</td><td>勝</td><td>17番</td><td>芳</td><td>村</td><td>18番</td><td>三</td><td>塚</td><td>幸</td><td>毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>芳</td><td>賀</td><td>秀</td><td>20番</td><td>小</td><td>野</td><td>21番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>久</td><td>順</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>上</td><td>野</td><td>栄</td><td>23番</td><td>門</td><td>馬</td><td>24番</td><td>高</td><td>橋</td><td>清</td><td>範</td> </tr> </table> <p>（は欠席委員、は遅参委員、は早退委員）</p>	1番	岩	淵	勉	2番	佐々木	子	3番	櫻	井	利	光	4番	菅	原	之	5番	田	島	6番	阿	部	晃	徳	7番	柴	崎	専	8番	佐	藤	9番	鈴	木		巖	10番	佐	藤	幸	11番	松	野	12番	阿	部	静	男	13番	鈴	木	泰	14番	浅	野	15番	五	十	嵐	喜	16番	尾	張	勝	17番	芳	村	18番	三	塚	幸	毅	19番	芳	賀	秀	20番	小	野	21番	佐	藤	久	順	22番	上	野	栄	23番	門	馬	24番	高	橋	清	範
1番	岩	淵	勉	2番	佐々木	子	3番	櫻	井	利	光																																																																																						
4番	菅	原	之	5番	田	島	6番	阿	部	晃	徳																																																																																						
7番	柴	崎	専	8番	佐	藤	9番	鈴	木		巖																																																																																						
10番	佐	藤	幸	11番	松	野	12番	阿	部	静	男																																																																																						
13番	鈴	木	泰	14番	浅	野	15番	五	十	嵐	喜																																																																																						
16番	尾	張	勝	17番	芳	村	18番	三	塚	幸	毅																																																																																						
19番	芳	賀	秀	20番	小	野	21番	佐	藤	久	順																																																																																						
22番	上	野	栄	23番	門	馬	24番	高	橋	清	範																																																																																						
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局長 田辺賢一、事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、農政総務係及川誠、農地管理係 主査 千葉 康哉 主査 千葉貴行、主査 石川巖穂、主査 沼倉幹男 書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																																																																																
会議結果	<p>報告第20号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第21号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第22号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第23号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について</p> <p>議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第40号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第43号 非農地証明願について</p> <p>議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第45号 農地利用最適化推進委員の委嘱について</p> <p>議案第39号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第40号 許可相当との意見を付すこととした。</p>																																																																																																

	<p>議案第 41 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 42 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 43 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 44 号 原案のとおり決定した</p> <p>議案第 45 号 原案のとおり決定した</p>
会議の概要	下記のとおり
会議資料	<p>令和 2 年度登米市農業委員会第 6 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、3 番 櫻井 利光 委員、4 番 菅原 浩之 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思えます。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり 》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>ここで、議案の説明についてお諮りします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。</p>
議長	<p>日程第4、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第21号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第21号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第22号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第22号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第23号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第23号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、報告第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計</p>

<p>議長</p>	<p>画の取消について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 24 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消について」を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第 9、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
<p>事務局</p>	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は、全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。 第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。 第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。 第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。 第 6 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。 また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。 なお、進行番号 6 番については、私が担当委員になっており、支障ありません。</p>

議長	<p>進行番号3番について、8番 佐藤 瑛彦 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号4番について、6番 阿部 晃徳 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号5番について、17番 芳村 忠市 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号9番について、11番 松野 秀郎 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようです。これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
18番委員	<p>進行番号7番、8番について、太陽光発電でシキミを植えている所の場所を通ったのですが、なかなか管理が行き届かないと言いますか、草が生い茂っており、シキミが植えていることが確認できませんでした。農業委員会での生産物の販売や担当者の確認について、どのようにされていますか。</p>
事務局	<p>先月転用許可を取っており、更新を行っております。今回3条については、区分地上権の設定になっております。更新について、県の機関と、生産についても指導等はされている状況の中で、3条についても、区分地上権で作物等の部分の権利の設定は出来ております。その点については、関係機関と調整されています。</p>
18番委員	<p>関係機関とはどのような調整をされていますか。生産物はどうかなど、そのような情報は無いのですか。私たちは、あくまでも権利を許可するだけの機関になっているのですか。</p>
事務局	<p>シキミの販売については、当初3年間の一時転用になっておりました。その後今年5月に更新の時期があったのですが、昨年度までの生育が著しくないということで県と確認しまして、3年更新することはできないということで、5月に今回は1年間という更新の手続きを取っております。シキミの販売については、8年後に収穫ということですので、現状では販売はされておられません。この1年間の内に生育がよくない、あるいは管理が良くないということになるのであれば次の更新は考えざるを得ないということで、業者の担当者と県の担当者と私が入って、次の更新は難しいでしょうということで、業者へは話しております。それ</p>

	<p>を踏まえて管理はするという約束になっております。私の方でも巡回事務所に行く時に通っております。草が生えている状況で、昨年度も草が生えている状況でしたので、再度3年目でシキミを植え直したという話しでした。ただし、現状を見ると、シキミの生育も良くないということで、それに関しまして再度業者に連絡して圃場での生育の管理をしっかりとさせていただくということを考えております。それに伴い、業者でどのような行動を取るかはわかりませんが、来年度の更新をするためにはきちんと草の管理や、シキミのきちんとした栽培、生育をしていただくしかありません。シキミの生育状況については、毎年生育状況の報告を出していただいております。その締め切りが来年の2月なので3月上旬に出していただきますので、適正でなければ来年度の更新は難しいと個人的には思っております。業者から3年間で出来ないかという話しはされましたが、管理があまりにもずさんではないかということで、営農するための営農型太陽光なので、営農をしなければ3年の更新は難しいと県の担当者から話しをして、今回は1年間ということでの更新になっております。</p>
<p>議長</p>	<p>私の担当区域でそこを通っておりますが、水はけが悪く、3年間は生育できない状況でした。今回植え直しをしました。1mぐらいの草も生えておりました。</p>
<p>15 番委員</p>	<p>進行番号2番について、子に贈与するということですが、経営面積は、自作地、借入地で、贈与という意味は、自分の土地を贈与することであって、人様から借りて作付けされている農地を贈与ということはあるのですか。文言がおかしいのではないかと。継承するというのであれば良いですが、贈与ということは、あくまでも自作地を贈与することであって、借りている農地は贈与ということはいかなるものなのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の申請については、この1筆のみの申請という取扱いになっております。全ての経営面積ではありません。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>これで質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第39号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 10 議案第 40 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p>
議長	<p>第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	<p>3 番 櫻井 利光 委員</p>
3 番委員	<p>登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 2 年 8 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、迫町佐沼字萩洗地内で、分譲住宅の建築をすることで転用が許可されている事業の計画変更です。</p> <p>当初の計画では、分譲住宅 3 棟を建築する計画でしたが、経済的な理由で計画を達成できない状況であります。</p> <p>今回、継承者が申請地にアパート 2 棟等を整備したいとのことで変更申請の申し出となりました。</p> <p>転用目的など、計画全般を変更するものですが、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 4 ページから 6 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、南方町鶴代地内で、建売分譲住宅を建築することで転用が許可されている事業の計画変更です。</p> <p>当初、申請地 2 筆に建売分譲住宅 2 棟を建築する予定で用地を取得したのです</p>

が、1筆に注文住宅の建築の依頼がきたため、建売分譲住宅1棟を取りやめ、建売分譲住宅1棟に変更して建築するものです。

転用目的等に変更はないものであることから、計画変更は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。

申請内容は、南方町鶴代地内で、建売分譲住宅を建築することで転用が許可されている事業の計画変更です。

当初、申請地2筆に建売分譲住宅2棟を建築する予定で用地を取得したのですが、1筆に注文住宅の建築の依頼がきたため、建売分譲住宅1棟を取りやめ、注文住宅1棟に変更して建築するものです。

転用目的など計画全般を変更するものですが、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年8月25日

現地調査委員 2番 佐々木まき子 委員
3番 櫻井 利光 委員
6番 阿部 晃徳 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

1番 岩淵 勉 委員

1番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和2年8月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地転用事業計画変更承認申請の進行番号4番については、別紙議案説明資料10ページから11ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米町小島地内で、土砂採取を目的として一時転用が許可されている事業の計画変更です。

当初、計画では、令和2年9月24日に事業が完了する計画でしたが、完了日以降も事業を継続したいとの申し出があり、変更承認申請に至っております。

転用目的などに変更はなく、工期及び賃借料の支払いに伴う資金計画のみの変更のため、変更による周囲への影響も見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。

なお、土砂採取のための採石法第33条の規定に基づく採取計画認可申請は、

宮城県知事あてに、事業者により提出されております。

次に、進行番号5番については、別紙議案説明資料12ページから14ページに記載されているとおりです。

申請内容は、登米町小島地内で、土砂採取のための作業用通路として一時転用が許可されている事業の計画変更です。

本申請は、進行番号4番に関連するもので、工期及び資金計画の変更に加え、土砂採取の効率化を図るために、通路利用の範囲を拡大したいとの内容です。

変更による周囲への影響も見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年8月25日

現地調査委員 1番 岩淵 勉 委員

4番 菅原 浩之 委員

5番 田島 幹雄 委員

議長

調査報告が終わりました。

これから議案第40号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

これで議案第40号の質疑を終わります。

議長

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

議長

よって、議案第40号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

日程第11、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第12、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。

議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、第4条申請が4件、第5条申請が17件です（第5条進行番号13番取下げ）。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>3番 櫻井 利光 委員</p>
3番委員	<p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料15ページから17ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料18ページから20ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に駐車場及び貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に庭として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号3番については、別紙議案説明資料21ページから23ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、鉄道の駅からおおむね300m以内の区域の農地である第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、</p>

やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料27ページから29ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地にアパート2棟等を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、

進行番号2番については、別紙議案説明資料30ページから32ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貯水施設、プレハブ休憩所等の農業用施設を整備するもので、農地区分としては、農用区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、鉄道の駅からおおむね300m以内の区域の農地である第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番、6番、7番については、別紙議案説明資料36ページから38ページ、42ページから47ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番、8番については、別紙議案説明資料39ページから41ページ、48ページから50ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、進行番号8番については、転用は妥当との意見で一致しました。

また、進行番号5番については、申請地は既に一部農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年8月25日

現地調査委員 2番 佐々木まき子 委員
3番 櫻井 利光 委員
6番 阿部 晃徳 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

1番 岩淵 勉 委員

1番委員

農地法第4条の進行番号4番については、別紙議案説明資料24ページから26ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に車庫及び農業用資材置場を設置するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、既存施設の敷地面積の2分の1を超えずに拡張するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号9番については、別紙議案説明資料51ページから53ページに記載されているとおりです。

本申請は、議案第40号の進行番号4番及び5番の関連案件です。

申請内容は、これまでの申請地の一部を土砂採取のための作業用通路として使用していましたが、土砂採取の効率化を図るために、通路利用の範囲を拡大したいというものです。農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる一時的な利用であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料54ページから56ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用件は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番については、別紙議案説明資料57ページから59ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見

受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 12 番については、別紙議案説明資料 60 ページから 62 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地を周辺道路工事の施工に係る仮設事務所及び資材置場として使用するため一時転用するものです。農地区分としては、農振農用地に区分されますが、工事期間のみの一時的な利用であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 14 番については、別紙議案説明資料 66 ページから 68 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地は既に盛土がされていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 15 番については、別紙議案説明資料 69 ページから 71 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に学童保育施設を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 16 番については、別紙議案説明資料 72 ページから 74 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に葬祭ホールを新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、隣接地と一体で同一事業に供し、その事業に供する土地のうち、第 1 種農地の割合が 3 分の 1 を超えない範囲で設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 17 番については、別紙議案説明資料 75 ページから 77 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 500m 以内に医療機関や小中学校が 2 種類以上ある第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 18 番については、別紙議案説明資料 78 ページから 80 ページに記載

	<p>されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和2年8月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 1番 岩淵 勉 委員 4番 菅原 浩之 委員 5番 田島 幹雄 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第41号、議案第42号について、一括して質疑を行います。
議長	質疑はありますか。
12番委員	<p>議案第42号の1番について、議案第40号の進行番号1番で承認になった案件ですが、4条を県が許可をしており、議案第42号の1番は5条申請で出てきました。事業継承するのが優先するのか、許可するのが優先するのか。4条と5条どちらも同じとありますが、区分は違います。このような場合、私個人的に思ったのですが、4条の場合事業が出来ないとなれば、かえって取下げた方が良いのではないかと。それで、42号の議案で申請した方がかえって良いのではないかと。思ったわけですが、なぜ県の許可を優先しなければならないのか。</p> <p style="text-align: center;">《 休 憩 》</p>
議長	再開いたします。
事務局	一番最初に転用申請していたのは、土地区画整理組合が、農地を一括して分譲住宅にするということで許可をもらっていたのですが、その後解散してしまって、それを譲渡人が承継しております。そのためその後許可書を返納しようとしても、土地区画整理組合自体が解散しているので返納できません。そのため譲渡人から譲受人に計画変更と共に5条の転用申請する形になっております。
12番委員	土地区画整理組合が解散しているかどうかわかりませんが、実際に手続きはその時全て終わっているわけでしたので、土地区画整理事業で行った権利をそのまま継承して解散したのか、それとも個人に帰属させて解散したのか、その辺によって取扱いが変わってくると思います。事業計画としては4条で、今度出てきたのは5条で、転用としてはどちらでも良いと思いますが、この4条と5条をどの

	<p>ように組み合わせしていくのかです。県が4条で許可したものをそのまま、また5条で、登米市の農業委員会へ申請してあります。2つの権利、許可をなぜ同時にしなければならないのか。どちらか一方の権利しかあり得ないと思います。どちらが優先するのか伺っています。</p>
議長	<p>《 休 憩 》</p> <p>再開いたします。</p>
事務局	<p>実際今回事業する方が譲受人になっておりますので、4条を活かすのではなく5条での転用の申請になっております。県の方にも確認は取っております。</p>
議長	<p>その他質疑ありませんか。</p>
議長	<p>《質疑なしの声あり》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで議案第41号、議案第42号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第41号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第42号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第13、議案第43号「非農地証明願について」を議題とします。</p>

議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議長	<p>再開いたします。</p>
議長	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第43号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第43号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第14、議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 本案件については、所有権移転が2件、利用権設定が15件となっております。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

事務局	<p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 44 号について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第 15 号、 議案第 45 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから議案第 45 号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで、議案第 45 号の質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第 45 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>

議長	<p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第45号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>会議を閉じます。令和2年度第6回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和2年8月25日

議 長(会長) _____ 高橋 清範 _____

議事録署名人 3番 _____ 櫻井 利光 _____

議事録署名人 4番 _____ 菅原 浩之 _____